

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月3日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (16名)

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博
1番 野口 敏春
2番 西村 正史
3番 川下 始
4番 川崎 豊洋
6番 市丸 義則
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (9名)

笹本 和彦
池田 信文
田島 一昭
蕪竹 敏治
大岡 利昭
浦田 進
内田 秀敏
山田 英明
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

福江 晋

(推進委員2名)

江下 久子
内田 圭一郎

4. 議事日程

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹

農地係長 大岡 寿憲

主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第4回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、6番の市丸委員と7番の中島委員よろしくお願ひします。</p> <p>さっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第12号3件、議案第13号3件となっております。</p> <p>それでは引き続き議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理しましたので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案説明）</p> <p>なお、譲受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員さんから調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>23日に、榊原会長と〇〇さん、〇〇さん立会いのもと、現地に行ってきました。</p>

	<p>〇〇さんは、前から耕作していた〇〇さんに譲るということでしたけど、〇〇さんは、今はもう耕作していないので、「いらん」と言われました。</p> <p>理由としては、〇〇さんから言わせたら、「もういらんけん、なかったことにしてください。」ということでした。</p> <p>初めてのことなので、対応が分かりませんが、会長お願いします。</p>
議長	<p>田島推進委員から説明があった通りです。</p> <p>23日に、〇〇さん、〇〇さん、それに、奥さんがこられました。</p> <p>今、説明がありましたけれども、〇〇さんの方は、もう耕作しないということで、そのままいきたいということでありました。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
西村委員	<p>事務局に伺いますが、手続きというのはいつ、どなたがされたのかを教えてください。</p>
事務局	<p>9月4日に、〇〇さん、〇〇さんの二人で一緒に来られて、前々から〇〇さんが耕作をしておられたということで、所有権移転をしたいと申請に来られました。</p> <p>もういらんという話は全く聞いてなかったです。</p>
議長	<p>それでは、今後耕作される意向ではないということで、議決をとります。</p> <p>議案第12号1番について、不許可と判断される方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、1番は不許可と認められました。</p> <p>続きまして、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された野口委員、池田推進委員か</p>

野口委員	<p>ら調査報告をお願いします。</p> <p>この件に関しましては、9月25日に〇〇さんに電話したんですが、電話に出られなくて、その後、〇〇さんに電話しまして、実際のところ、両者からの電話聞き取るという形で対応したところですよ。</p> <p>事由に書いてあるように、病気療養のため、耕作ができなくなって自分が引き受けることになったということをお〇〇さんからは伺いました。</p> <p>それで、9月28日に、池田推進委員と現地確認をいたしました。</p> <p>地図の南側については、雑草が生えてる程度ですぐにでも耕作再開可能な感じだったんですけど、北側の方や西側の方については、丘陵地帯となっていて、その少し北の方になると、なかなか耕作されてない状況でした。そこに行く道についても、行けるような感じじゃなかったです。</p> <p>それと、10月2日に、たまたま〇〇さんと電話が通じまして、本人は、この申請手続きが順調に進んでいくことを望んでおられました。</p>
池田推進委員 議長	<p>私からは、これ以上補足はございません。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
中島委員	<p>確認ですけれども、売買価格については、若干安いかなという印象があるんですが、本人さんたちは了解の上ということで間違いないでしょうか。</p>
野口委員	<p>それについては、何も言われなかったです。</p> <p>問題ないと思います。</p>
川崎委員	<p>取得した農地をどう利用するかというところは、聞いてられますか。</p>
野口委員	<p>耕作放棄地を引き受けてやったという考え方が、大半を占めておられて今後何を耕作されるのかまでは聞いてないです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p>

	<p>議案第12号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって2番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てをみたと考えられません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川下委員	<p>〇〇さんには内田推進委員から連絡をしていただき、〇〇さんには私から連絡をして、27日に〇〇さん立会いで、内田推進委員と一緒に現地確認をしました。</p> <p>この土地は、以前から〇〇さんが借りて、野菜とかを作っていたという話でした。本人も、農業をやるといような意思が強く、またそういうふうに感じました。</p> <p>補則説明は、内田推進委員をお願いします。</p>
内田推進委員	<p>26日に、〇〇さんと連絡を取りまして、内容等間違いないでしょうかと問い合わせたところ、相違ありませんということでした。</p> <p>27日に、川下委員と〇〇さんにお会いして、〇〇さんに了解をとりましたが、この内容で間違いないですかと尋ねたところ、間違いないですということでした。畑の方は、柿の木3本とミカンの木が1本ありますが、今後ミカンの木を植えるということでした。</p> <p>お互い納得されていますので、良いんじゃないかと川下委員と話をしたところです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を取ります。 議案第12号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。 したがって3番は原案通り認められました。 続きまして議案第13号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による賃借権および使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第13号1番と2番は、借人が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員、野口農業委員、池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>〇〇さんが、新規就農して、施設で苺を作りたいということで、9月24日に榊原会長と〇〇さん、〇〇さんのお父さんと、〇〇さんの奥さんと立ち会って話を聞いてきました。 賃借料の年間25万円というのが、高いのか安いのかは分かりませんが、</p>

	<p>双方納得の上ということでした。</p> <p>ここは、写真を見てもらえばわかりますように、ハウスが3棟あります。結構老朽化していて古いハウスでした。〇〇さんが、ここで苺を作るところです。以上です。</p>
議長	<p>続けて私から報告します。</p> <p>〇〇さん、〇〇さんのお父さん、〇〇さん、〇〇さんの奥さん、立ち合いの下、内容の確認をして、了解していただきました。</p> <p>続きまして、2番について調査報告をお願いします。</p>
野口委員	<p>10月1日に、池田推進委員と一緒に現地で聞き取り調査を行いました。親子間の使用貸借ということで、〇〇さんと、奥さんに対応してもらいました。農地の一部ということで、親元就農して、7棟のうち4棟を息子さんが苺を栽培するというところで伺っております。以上です。</p>
池田推進委員	<p>3, 221㎡のうち1, 100㎡ということになってますけど、高設栽培ですということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番及び2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第13号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第13号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案通り認められました。 続きまして3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島委員	<p>10月1日に、大岡推進委員と、〇〇さん立会いのもと、調査をしてまいりました。〇〇さんの調査については、聞き取りをしました。 土地については、米がしっかり作られていました。〇〇さんは、大規模経営で農業をされておりますので問題ないと思います。 それと、賃借料については、1反あたり90kgということで行われているみたいです。問題ないと思います。</p>
大岡推進委員	<p>先ほど、中島委員から詳細説明がありましたとおりで、私の方から特にありません。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。 それでは3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。 議案第13号3番について、申請内容に問題ないと判断される方は挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案通り認められました。 以上で、本日の議案ならび報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。</p>

	<p>(なし)</p> <p>それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第4回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。お疲れ様でした。</p>
--	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 5 年 10 月 3 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 市 丸 義 則

議事録署名者 中 島 政 秀